

議案第15号

加西市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

加西市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成22年3月1日提出

加西市長 中川 暢 三

加西市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

加西市福祉医療費助成条例（昭和 63 年加西市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「高学年児」を「こども」に改める。

第 2 条第 1 項第 5 号の 2 中「高学年児 12 歳」を「こども 15 歳」に改め、同項第 7 号の 2 中「高学年児保護者」を「こども保護者」に、「高学年児」を「こども」に改める。

第 3 条第 1 項中「高学年児」を「こども」に、「高学年児保護者」を「こども保護者」に改める。

第 5 条第 1 項第 2 号中「同法附則第 5 条の 4 第 6 項」の右に「並びに同法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を加え、同項第 2 号の 2 中「高学年児」を「こども」に、「高学年児保護者」を「こども保護者」に改め、「同法附則第 5 条の 4 第 6 項」の右に「並びに同法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を加える。

第 8 条中「高学年児」を「こども」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 1 項第 2 号及び同項第 2 号の 2 の改正規定（「同法附則第 5 条の 4 第 6 項」の右に「並びに同法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を加える部分に限る。）は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に関する福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

（加西市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 加西市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例（平成 21 年加西市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項及び第 4 項中「高学年児保護者」を「こども保護者」に、「高学年児」を「こども」に改める。

(審議資料)

新たに兵庫県において、「こども医療費助成制度」が創設されることにより、福祉医療制度の拡充を図るため所要の改正を行うもの。

【改正要旨】

- ①助成の対象を中学3年生まで（入院療養である場合に限る）に拡充する。
- ②上記の改正に伴い、「高学年児」を「こども」に改める。
- ③地方税法の改正により、現行の住宅借入金等特別税額控除に加えて新たな住宅借入金等特別税額控除が創設されることに伴い、所得制限に関する規定を変更する。